公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。
なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る令和９年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

令和 8 年 11 月 2 日

世田谷区

１　業務概要

（１）件名

世田谷区防災気象情報提供委託（長期継続契約）

（２）業務内容

詳細は別紙「防災気象情報提供委託仕様書」のとおり。

①職員向け防災気象情報提供業務

職員向けに、各種気象情報を Web サイトで提供する。その他、最新の気象見解に基づく災害リスク指標の提示し、区職員からの問い合わせがあった場合は、気象予報スタッフによる解説を 24 時間体制で行う。

②住民向け防災気象情報提供サイトの運用

住民向けに、雨量や水位、河川ライブカメラの映像を含む各種気象情報を Web サイトで提供する。

（３）履行期間

令和９年４月１日～令和 12 年３月 31 日

※区は契約期間中であっても、契約を締結した翌年度以降において、本契約に係る歳出予算の減額又は削減があった場合は、契約を変更又は解除することがある。

２　参加資格

参加表明書提出時において、次に掲げる要件を全て満たす者。

（１）世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当する者でないこと。

（３）世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
（４）都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
（５）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
（６）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団、同条第６号に規定する暴力団員及びそれらの者と関係を有する者でないこと。
（７）気象業務法（昭和２７年法律第１６５号）第 17 条の規定に基づき、気象庁長官から気象・地象（地震動、火山現象及び土砂崩れを除く）について予報業務の許可を得ていること。
（８）令和３年度以降に、官公庁において同種契約の履行実績があること。
（９）「世田谷区防災気象情報提供委託プロポーザル方式業者選定委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。
構成員は以下のとおり。

委員長：	危機管理監	永池　昌直
委　員：	世田谷総合支所長	三浦　与英
	災害対策課長	竹越　学
	土木部長	畝目　晴彦
	防災街づくり担当部長	山梨　勝哉

３　提案書の提出者を選定するための基準
本件では、提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

４　提案書を特定するための評価基準
（１）気象分析・予測能力
（２）災害リスク評価および意思決定支援機能
（３）報告書作成支援機能
（４）追加提案および機能拡張に向けた開発能力
（５）安定的な業務遂行能力および障害対応体制
（６）提供サイトの視認性および操作性

（７）経済性

5　手続き等

（１）担当部課

危機管理部災害対策課災害対策担当　冨田、山田、北島

所在地：東京都世田谷区世田谷 4-21-27（世田谷区役所東棟３階）

電　話：03-5432-2262

FAX：03-5432-3014

（２）説明書の交付期間、場所及び方法

期　間：令和８年１１月２日（月）～１６日（月）

場所及び方法：

上記（１）記載の窓口での配布または世田谷区ホームページからダウンロード

※窓口交付は期間中の午前９時から午後５時まで（土日、祝日を除く）

（３）参加表明書の受領期限並びに提出先及び方法

期　限：令和８年１１月１６日（月）正午必着

提出先：上記（１）に同じ

方　法：持参又は郵送により提出すること。

（郵送の場合は、簡易書留又はレターパックに限る。）

（４）提案書等の提出期限、提出先及び方法

期　限：令和８年１２月１８日（金）正午必着

提出先：上記（１）に同じ

方　法：電子メール、郵送、持参のいずれかにより提出すること。

（郵送の場合は、簡易書留又はレターパックに限る。）

6　その他

（１）本件は令和９年度予算の配当を条件として契約する。

（２）詳細な仕様、契約金額等について、候補者と区の間での調整完了後、受託事業者として契約を締結し、契約書の作成を行う。

（３）契約保証金は免除とする。

（４）手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（５）提案に係る一切の費用については、全て提案者の負担とする。
（６）区は、提案者に無断で、選定の目的以外に提案書を使用しないものとする。
（７）区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
（８）提出期限以後の参加表明書および提案書の差替え又は再提出は認めない。また、提出書類の記載事項に虚偽があることが判明した場合は、失格とする。
（９）提案者から提出された書類は理由の如何を問わず返却しない。また、審査に必要な範囲で複製することがある。
(10) 関連情報を入手するための照会窓口は、「５（１）担当部課」に同じ。
(11) 本プロポーザルは事業者の選定のみを目的としており、提案書の内容に区は拘束されない。
(12) 本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。
(13) 提案書の提出後に「２ 参加資格」に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
(14) 電算処理の業務については、別紙「電算処理の業務委託契約の特記事項」を遵守すること。
(15) 詳細は実施要領兼説明書による。